

営業時間短縮等に係る

感染拡大 防止協力金 のご案内

飲食店等
を対象

— 大企業向け —

令和3年7月12日～8月31日実施分 申請受付要項

申請
受付期間

令和3年9月15日(水)～10月15日(金)

専用
ポータルサイト

<https://jitan.2021.metro.tokyo.lg.jp/sep2/index.html>
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。



感染拡大防止協力金等コールセンター

(電話) 0570-0567-92

(受付時間) 9:00～19:00 (土・日・祝日も開設しています)

目次

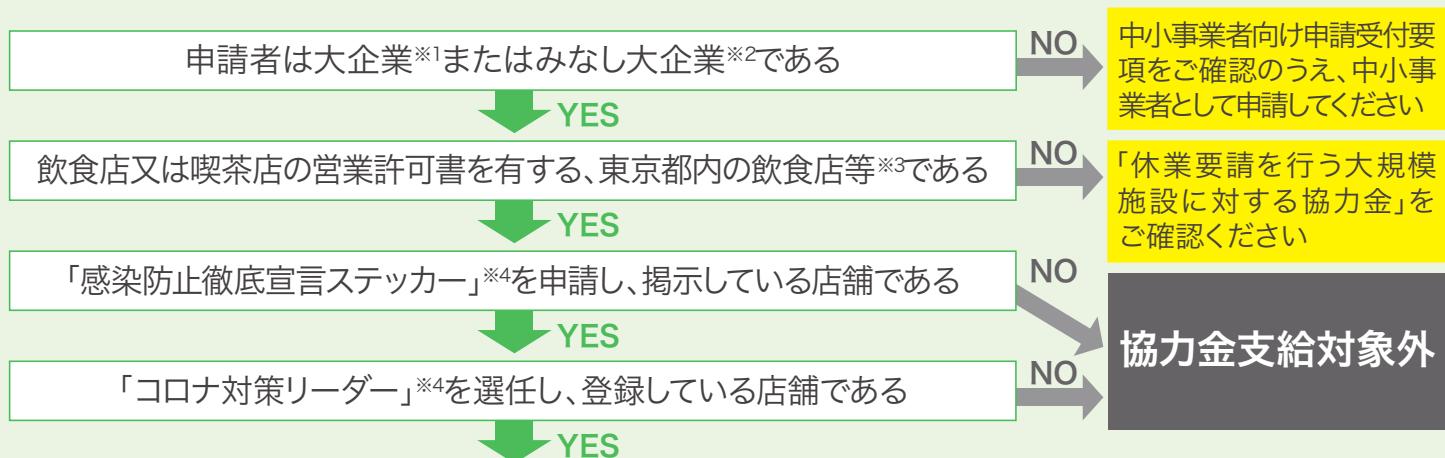
協力金の対象	P2
申請主体の考え方	P3
協力金の概要～申請受付期間及び受付方法	P4～5
協力金の申請簡素化	P6
協力金の申請方法	P7
申請時に準備する書類	P8～11
支給額の算出方法等	P12～13
郵送での書類提出方法	P14～15
遵守事項に関する確認書 記入例	P17
申請要件～申請から支給まで	P18～19
その他	P20
よくあるお問合せ	P21～25
飲食店等営業許可書に係る確認書 記入例	P28
協力金の計算事例	P29～30

申請書類

項目	東京都内の飲食店	
遵守事項に関する確認書	別紙1	P16
飲食店等営業許可書に係る確認書	別紙2	別紙3 P26～27

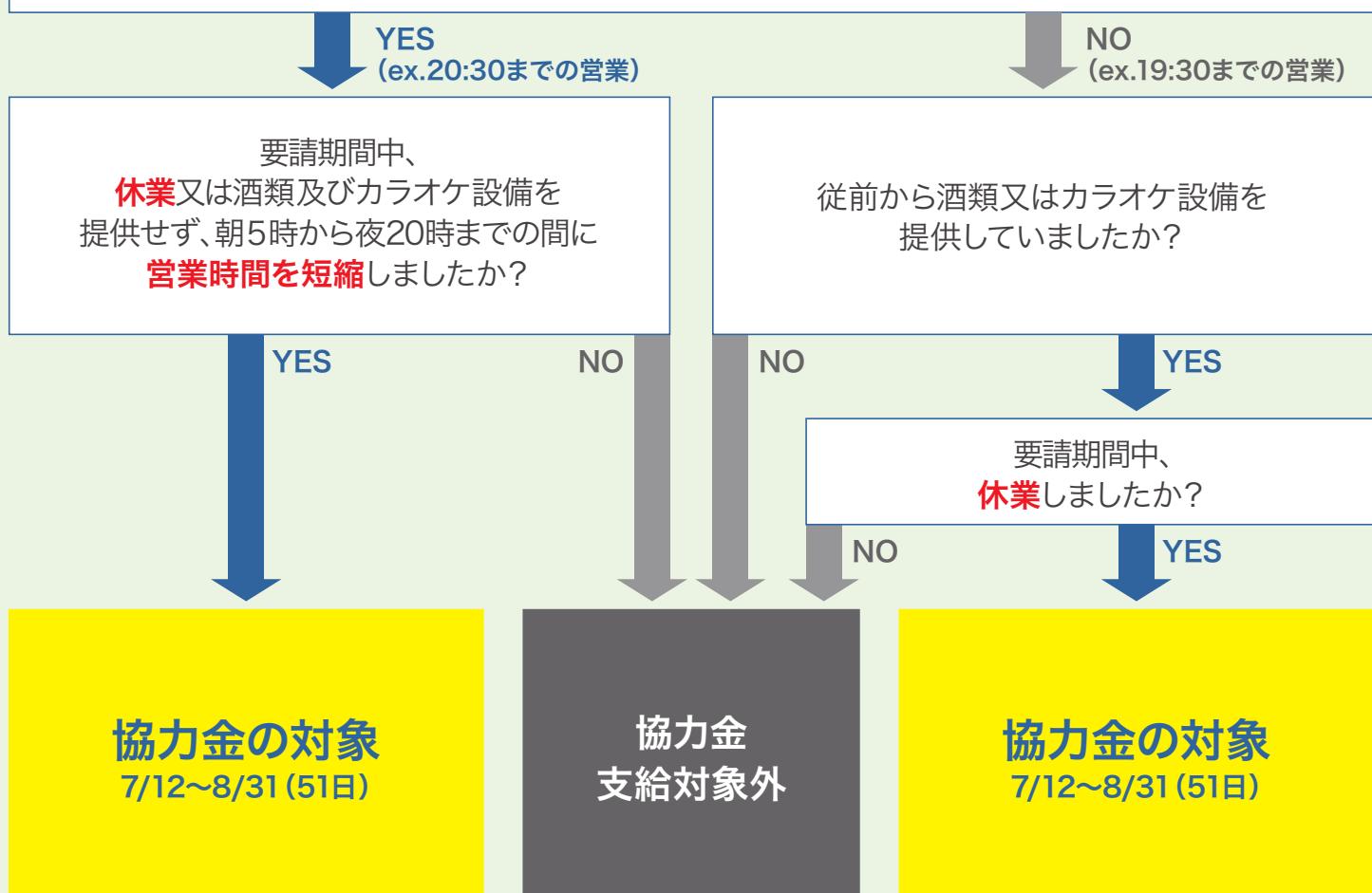
協力金の対象(店舗ごとに判定)

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかどうかをご確認ください。



東京都内の飲食店

従前は**夜20時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等ですか?



※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※2 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

※3 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等(バー・カラオケボックス等)」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

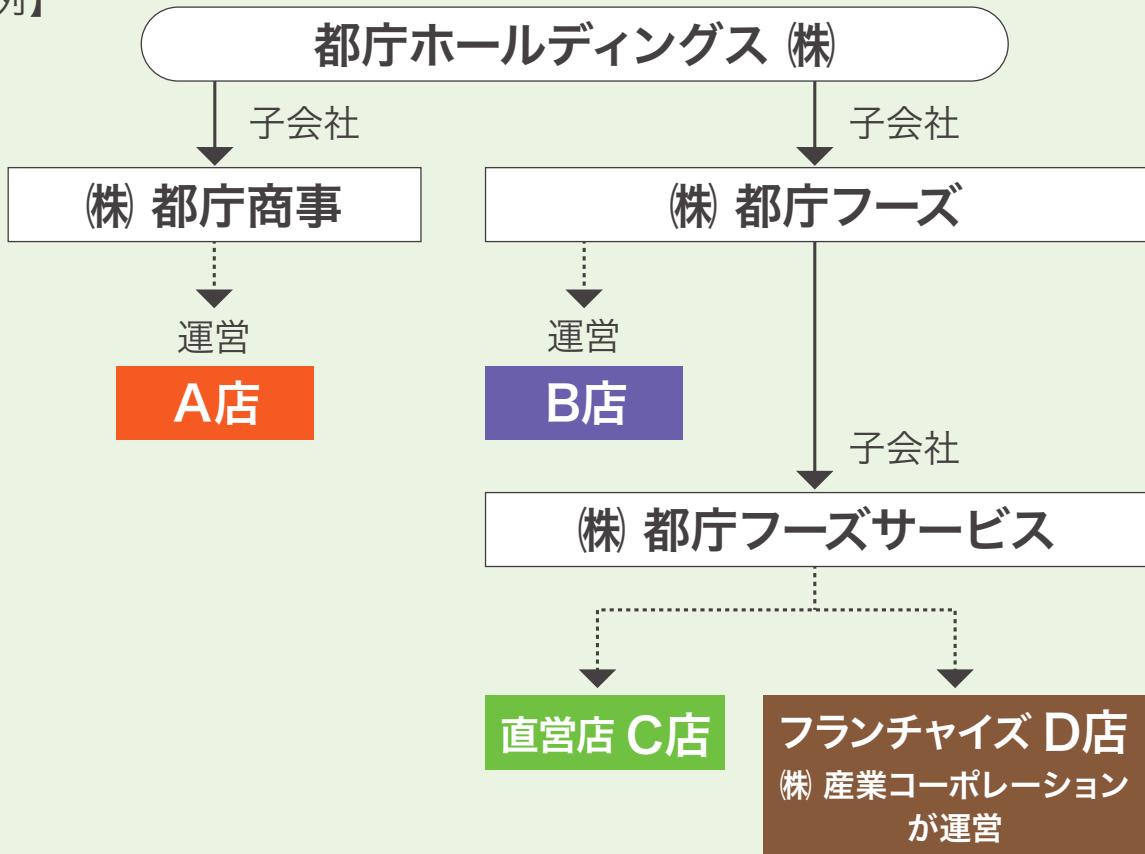
※4 感染防止徹底宣言ステッカーやコロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。
「感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

申請主体の考え方

協力金の申請は、実質的に店舗を運営する法人単位等
(=子会社、各フランチャイズ加盟事業者等)で取りまとめて申請してください。

【例】



——親会社・子会社、フランチャイズの関係における申請主体の考え方——

A店の申請者	(株)都庁商事	→ 都庁ホールディングス(株)ではない
B店の申請者	(株)都庁フーズ	→ 都庁ホールディングス(株)ではない
C店の申請者	(株)都庁フーズサービス	→ (株)都庁フーズではない
D店の申請者	(株)産業コーポレーション	→ (株)都庁フーズサービスではない

注意

- 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
- 申請後の店舗追加はできません。申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- 同一法人による複数回の申請は受け付けられません。

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた大企業またはみなし大企業の皆様に対して、協力店舗ごとに協力金を支給いたします。

期間及び支給額

下記期間に全面的に協力いただいた店舗に支給いたします。支給額は、店舗数、店舗の売上高に応じ異なります。

令和3年7月12日～8月31日実施分▶一店舗当たり上限1,020万円

支給日額

地域	1店舗当たりの協力金日額 緊急事態措置期間 令和3年7月12日～8月31日実施分
東京都内の飲食店等	上限20万円

※店舗の所在地が都内でない場合は、本協力金の対象となりません。

※要請の開始日以降に開店した店舗、又、要請期間中に閉店した店舗は、本協力金の対象となりません。

本協力金に関する問合せ先

感染拡大防止協力金等コールセンター

（電 話）0570-0567-92

（受付時間）9:00～19:00（土・日・祝日も開設しています）

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年9月15日(水曜日)から令和3年10月15日(金曜日)まで

(2) 申請受付方法

オンラインによる申請後、添付書類を郵送で提出することも可能です。

（URL）<https://jitan.2021.metro.tokyo.lg.jp/sep2/index.html>

令和3年10月15日(金)23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**完了通知メール**」が届きます。

オンラインによる申請後、添付書類を郵送で提出することも可能です。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金
(令和3年7月12日～8月31日実施分) 事務局

※持参は受け付けません。宅配便など、**荷物の追跡ができる方法**でお送り下さい。

令和3年10月15日(金)当日消印有効です。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません。**また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分、令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分、令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分、令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分)に係る確認書類と宛先が異なるため、**対象期間が異なる申請書類は同封しないでください。**同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

協力金の申請簡素化(事業者ごとに判定)

協力金を申請する事業者が、協力金の申請を簡素化できるかどうかをご確認ください。

注意 協力金の支給を受けるには、本要項2ページの協力金の対象店舗であることが前提です。

過去に東京都の営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある

YES



令和3年
1月22日～
2月7日実施分



令和3年
2月8日～
3月7日実施分



令和3年
3月8日～
3月31日実施分



令和3年
4月1日～
4月11日実施分



令和3年
4月12日～
5月11日実施分

上記要請期間の支給決定通知がある

NO

YES

前回協力金を申請した時の
申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない
(複数店舗の場合、申請する店舗がすべて同じ)

YES

簡易申請 が可能です。

(申請者情報等の申請書類を簡素化できます)

NO

通常申請 を行ってください。

左記以外の方用

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、**前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用**

※令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分、令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分又は、令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分の支給決定通知では、簡易申請ができません。通常申請を行ってください。

協力金の申請方法

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、「オンライン申請」を行います。
<https://jitan.2021.metro.tokyo.lg.jp/sep2/index.html>

簡易申請

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用

マイページにアクセスするための
パスワード発行を行います。

マイページにアクセスします。

前回入力した申請者情報・
振込先口座情報を確認し
申請する法人に関係する書類※1
をアップロードします。

- ①遵守事項に関する確認書
- ③都内にある傘下のフランチャイズ店に対する
営業時間短縮等の協力依頼を証する書類

申請する店舗ごとの情報を確認します。

※申請する店舗(名称、所在地を含む)が前回の申請と異なる場合は通常申請を行ってください。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類※1
を店舗ごとにアップロードし、
店舗情報を登録を完了させます。

- ⑥売上高の証拠書類
- ⑧休業又は営業時間短縮及び酒類の提供中止の状況
が確認できる書類(令和3年7月12日～8月31日実施分)
- ⑬コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)
※令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方のみ、提出を省略できます。
- ⑭罹災証明書等(必要な方のみ)

通常申請

左記以外の方用

申請者情報・振込先口座情報を登録し、
マイページを作成します。

申請する法人に関係する書類※1

をアップロードし、
事業者情報の登録を完了させます。

- ①遵守事項に関する確認書
- ②都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧
- ③都内にある傘下のフランチャイズ店に対する
営業時間短縮等の協力依頼を証する書類
- ④納税関係書類
- ⑤振込先口座及び口座名義人が確認できる書類

マイページにアクセスするための
パスワード発行を行います。

マイページにアクセスします。

申請する店舗ごとの情報を入力します。

※専用フォーマット(Excel)を使用して、
店舗情報をまとめて入力できます。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類※1
を店舗ごとにアップロードし、
店舗情報を登録を完了させます。

- ⑥売上高の証拠書類
- ⑦飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)
- ⑧休業又は営業時間短縮及び酒類の提供中止の状況
が確認できる書類(令和3年7月12日～8月31日実施分)
- ⑨感染防止徹底点検済証(写し)(お持ちの場合)
- ⑩光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)※2
- ⑪店舗の内観及び外観がわかる写真
- ⑫「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真
- ⑬コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)
- ⑭罹災証明書等(必要な方のみ)

※1 申請する法人に関係する書類 申請する店舗の営業実態を確認できる書類 をオンラインで提出することが難しい場合には、郵送で提出することも可能です。⇒郵送方法は、14ページをご確認ください。※持参は受け付けません。

※2 都が発行する「感染防止徹底点検済証」の写しを提出する場合は、⑩～⑬の書類の提出を省略できます。

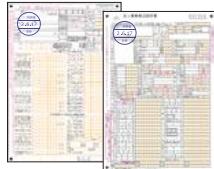
申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめて申請願います。

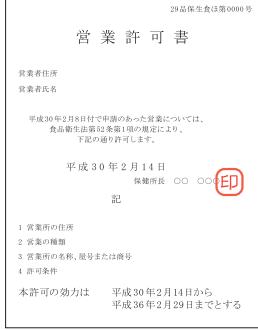
なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一法人による複数回の申請も受け付けられない**ため、事前に申請する店舗を十分ご確認ください。

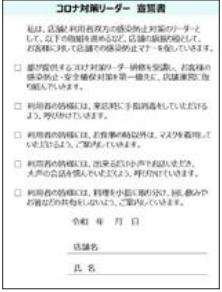
注意

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方であっても、前回申請時と申請店舗(屋号、所在地の変更を含む)が異なる場合、申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください。

簡易申請	通常申請	申請する法人に関する書類
令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用	左記以外の方用	
		① 遵守事項に関する確認書  法人の代表者が自署してください。 又はゴム印+法人代表者印でも 可能です。
省略可		② 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧  専用のフォーマット(Excel)をダウンロードして提出してください。 ※直営店舗以外の全てのフランチャイズ店舗をリストしてください。
		③ 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮等の協力依頼を証する書類  フランチャイズ店への営業時間短縮等(7月12日～8月31日実施分)の協力依頼を行ったメール、通知文、加盟店向け専用HPなど
省略可 選択する基準年に よっては必要です。		④ 納税関係書類  受付印のある直近の確定申告書 ①確定申告書(別表一)(控え) ②法人事業概況説明書又は会社事業概況書(控え) ※①②とも受付印又は受付日等の記載のあるもの ※電子申告の場合、受付通知を添付 ※①②どちらも必要です。
省略可		⑤ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類  (カナ口座名義人、金融機関名・金融機関コード、支店名・店番号、預金種目、口座番号)がわかる、通帳の見開き面の写し、又はインターネットバンキングの該当ページの写しなど

申請する店舗の営業実態を確認できる書類

簡単申請	通常申請	店舗ごとに必要	⑥ 売上高の証拠書類
		△ △	<p>店舗ごとの2019年又は2020年の7月、8月の売上高がわかる書類(売上台帳等)に加え、 店舗ごとの2021年の7月、8月の売上高がわかる書類(売上台帳等)</p> <p>(※) 売上高の証拠書類は店舗名がわかるものを提出してください。申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。</p> <p>(※) 消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。</p> <p>(※) 新規開店等の特例による申請を行う場合には該当する月又は日の売上高がわかる書類(売上台帳等)を提出してください。</p> <p>(※) テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。</p>
更新がない場合省略可		○	<p>⑦ 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)</p> <p>■(例) 飲食店営業許可書</p>  <p>(※) 1店舗ごとに営業許可書(写し)が必要です。</p> <p>(※) 保健所発行の営業許可書を添付してください。</p> <p>(※) 公安委員会が発行した「営業許可証一社交飲食店等」では申請できません。</p> <p>(※) 直近の申請時以降、営業許可の更新手続きを行った場合は、最新の営業許可書を添付してください。</p> <p>(※) 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致しない場合は、両者の関係を示す書類及び「飲食店等営業許可書に係る確認書」別紙2又は別紙3が必要です。</p>
		○ ○	<p>⑧ 店舗ごとに必要</p> <p>休業又は営業時間短縮及び酒類の提供中止の状況が確認できる書類(令和3年7月12日~8月31日実施分)</p> <p>■(例) 営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等</p>  <p>(※) 申請する店舗の名称や営業時間を短縮する期間(令和3年7月12日~8月22日実施分と延長した8月23日~31日実施分)、営業時間短縮等の状況が明記された書類をご提出ください。</p> <p>(※) 酒類を提供する店舗は、酒類の提供中止についても記された書類を提出してください。</p> <p>■(悪い例)</p>  <p>(※) 短縮後の営業時間かどうかわからない。</p> <p>(※) 申請店舗かどうかわからない。</p> <p>(※) 酒類の提供中止の状況がわからない。</p>

簡易申請	通常申請	(12) 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真
△ ⑨をお持ちの場合省略可	△ 店舗ごとに必要	 <p>(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。</p>  <p>(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。</p> <p>(※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。</p> <p>(※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。</p>
△ ※一部の方のみ省略可	△ ⑨をお持ちの場合省略可	(13) コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)
△ 必要な方のみ	△ 必要な方のみ	 <p>(※) コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し</p> <p>(※) 下記の場合は省略可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分、令和3年4月12日～5月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方が簡易申請する場合 ・⑫で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合 

(※) 複数店舗を申請される場合は、⑥～⑭についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。
 (※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。
 (※) 申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。

支給額の算出方法等

大企業及びみなし大企業の皆様は、事業者ごとに、「売上高減少額方式」で店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を算出した上でその減少額を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間等短縮期間(7月及び8月)の売上高総額を7月(31日)、8月(31日)の暦日数でそれぞれ除すことにより算出した金額です(消費税及び地方消費税は除きます)。

東京都内の飲食店

売上高減少額方式

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{2019年又は} \\ \text{2020年の7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} - \begin{array}{l} \text{2021年の} \\ \text{7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} \right) \times 0.4 \times \text{要請日数} \quad (51\text{日})}{\text{千円未満切上げ}}$$

計算事例につきましては29ページをご覧ください。

その他

新規開店等の特例による支給額

A 2019年7月2日以降開店の場合

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{任意の連続する} \\ \text{2か月分の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} - \begin{array}{c} \text{2021年の} \\ \text{7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} \right) \times 0.4 \times \text{要請日数} }{\text{千円未満切上げ}} \quad (51\text{日})$$

開店が2か月に満たない場合

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{開店～2021年} \\ \text{7月11日までの} \\ \text{売上高} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{開店～2021年} \\ \text{7月11日までの} \\ \text{暦日数} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{2021年の} \\ \text{7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} }{\text{千円未満切上げ}} \times 0.4 \times \text{要請日数} \quad (51\text{日})$$

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、12ページのとおり

事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

例) 2019年及び2020年の7月・8月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{2018年の7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} - \begin{array}{c} \text{2021年の7月及び8月の} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} \right) \times 0.4 \times \text{要請日数} }{\text{千円未満切上げ}} \quad (51\text{日})$$

営業時間短縮等要請の対象となっている飲食業の売上高のみ対象

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

支給日額

地域	1店舗当たりの協力金日額 緊急事態措置期間 令和3年7月12日～8月31日実施分
東京都内の飲食店等	上限20万円

郵送での書類提出方法

オンラインでの確認書類の提出が難しい場合には、郵送で提出することも可能です。

ポータルサイト -大企業向け- にて「オンライン申請」を行った後、

申請する法人に関する書類 **申請する店舗の営業実態を確認できる書類** を郵送で提出する場合には、以下の方法で取りまとめた上で提出してください。

手順
1

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、
申請書類の郵送用【表紙】フォーマットをダウンロードしてください。
(URL) <https://jitan.2021.metro.tokyo.lg.jp/sep2/index.html>



手順
2

【表紙】申請する法人に関する書類 に事業者名・申請番号を記入のうえ、
全てのシートを印刷します。



手順
3

簡易申請を行う場合

簡易申請用【表紙】と①③を提出

通常申請を行う場合

通常申請用【表紙】と①～⑤すべて提出

簡易申請を行う場合は **簡易申請用** の郵送用【表紙】フォーマット、通常申請を行う場合は **通常申請用** の郵送用【表紙】フォーマットをポータルサイトからダウンロードして使用してください。
(※以下の説明で示している表紙の画像は、通常申請用の例です。)

表紙



①遵守事項に関する確認書



②都内にある傘下の

フランチャイズ店舗一覧

※フランチャイズ店がない場合は不要
※前回の支給決定通知をお持ちの大企業は、前回から変更があった場合のみ提出してください。



③都内にある傘下の
フランチャイズ店に対する
営業時間短縮等の
協力依頼を証する書類
※フランチャイズ店がない場合は不要



④納税関係書類



⑤振込先口座及び口座名義人
が確認できる書類



手順
4

A4縦の2穴の書類ファイルとしてまとめてください。

※提出書類についてお問い合わせをする場合があります。

提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



15ページに続く

手順
5

【表紙】申請する店舗の営業実態を確認できる書類に事業者名・店舗名・申請番号(事業者申請番号と枝番号)を記入のうえ、全ての店舗分のシートを印刷します。



手順
6

店舗ごとに必要書類を順番に揃え、店舗ごとに一枚目に【表紙】をつけてください。

簡易申請を行う場合

簡易申請用【表紙】と⑥⑧⑬⑭を提出

通常申請を行う場合

通常申請用【表紙】と⑥～⑯を提出

簡易申請を行う場合は【簡易申請用】の郵送用【表紙】フォーマット、通常申請を行う場合は【通常申請用】の郵送用【表紙】フォーマットをポータルサイトからダウンロードして使用してください。
(※以下の説明で示している表紙の画像は、通常申請用の例です。)

A店舗各書類

表紙



- ⑥売上高の証拠書類
- ⑦飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)
- ⑧休業又は営業時間短縮及び酒類の提供中止の状況が確認できる書類(令和3年7月12日～8月31日実施分)
- ⑨感染防止徹底点検済証(写し)(お持ちの場合)
- ⑩光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)
※いずれも店舗所在地が記載されているもの
- ⑪店舗の内観及び外観がわかる写真
※店舗名がわかるもの
- ⑫「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真
※ステッカー記載の店名が判読できるもの
- ⑬コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)
- ⑭罹災証明書等(必要な方のみ)
※都が発行する「感染防止徹底点検済証」の写しを提出する場合は、⑩～⑬の書類の提出を省略できます。

B店舗各書類



X店舗各書類



手順
7

手順4でまとめた書類ファイルの下に、
手順6の書類をつけてください。
A4縦の2穴の書類ファイルにファイリングしてください。

※提出書類についてお問い合わせをする場合があります。
提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



手順
8

宅配便など荷物の追跡ができる方法で、下記の宛先まで送付してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金
(令和3年7月12日～8月31日実施分) 事務局

※持参は受け付けません。 令和3年10月15日(金)当日消印有効です。

遵守事項に関する確認書

私は、営業時間短縮等の要請に基づき、「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（令和3年7月12日～8月31日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年7月12日～8月31日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
 - ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨 ④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しております、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地 _____

法 人 名 _____

代表者職・氏名（代表者印）_____

（自署のほか、ゴム印+代表者印も可）

遵守事項に関する確認書

私は、営業時間短縮等の要請に基づき、「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（令和3年7月12日～8月31日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違ひありません。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年7月12日～8月31日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなしだ企業を含む）であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）②手指消毒の徹底③食事中以外のマスク着用の推奨④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 3 年 9 月 15 日

東京都知事殿

所 在 地 東京都新宿区西新宿2-8-1

法 人 名 株式会社都庁産業

代表者職・氏名（代表者印） 代表取締役社長 東京 太郎
(自署のほか、ゴム印+代表者印も可)

(※)過去の誓約書・確認書は使用できません。

注意

法人の代表者が自署してください。又はゴム印+法人代表者印でも可能です。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

① 営業時間短縮等の要請を受けた都内全域の飲食店等※1を運営する大企業※2及び大企業が実質的に経営に参画している法人(以下「みなし大企業」という※3)であること。

※1 飲食店等とは、「飲食店」、「遊興施設等(バー、カラオケボックス等)」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること。

② 東京都からの営業時間短縮等の要請の開始日(令和3年7月12日)より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

③ 営業時間短縮等の要請に、令和3年7月12日から8月31日まで全面的にご協力いただいた大企業・みなし大企業であること。

④ ガイドラインを遵守の上「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

- 5** 申請にあたって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していること。
- 6** 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、申請店舗について営業時間短縮等を行う権限を有していること。
- 7** 都内にある傘下のフランチャイズ店に対して、営業時間短縮等の協力依頼を行ったこと。
- 8** 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 9** 過去に、虚偽の申請を行っていないこと。

※中小企業及び個人事業主については、中小事業者向け申請受付要項をご覧ください。

申請から支給まで

1 オンライン申請

令和3年10月15日（金）までにオンライン申請してください。申請期限以降の受付はいたしませんので、余裕をもってご提出ください。また、確認書類を郵送で提出した場合には、返却はいたしませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取っておいてください。

2 申請内容の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることができます。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。

3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請受理から支給まで、オンライン申請は最短2週間を予定しております（※確認書類を郵送した場合、オンライン申請より時間がかかります）。一方、審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還とともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することができます。

感染拡大防止協力金の不正受給は**犯罪**です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の懲役）です。絶対に行わないでください。

- ✖ 営業時間短縮等の要請に応じていない（例：酒類の提供や午後8時以降の営業を実施）にもかかわらず、協力金を申請する。
- ✖ 営業実態がない店舗であるにもかかわらず、協力金を申請する。
- ✖ 営業許可書など、申請に必要な書類を偽造して提出する。
- ✖ 月別の売上高を過大又は過小に偽って申告する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、**協力金全額の返還**に応じていただきます。また、協力金と同額の違約金の支払いを求めます。



よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になることですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年7月12日から8月31日までの間に営業時間短縮・休業の要請に全面的に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。

なお、以下の店舗は協力金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの)

[参考:東京都緊急事態措置等に関する情報]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>



○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮・休業等の要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間の短縮や休業をする必要がありますか？

令和3年7月12日から8月31日までの間に営業時間の短縮や休業に全面的にご協力いただくことが必要です。また、店舗に係る要件として、営業時間短縮等の要請の開始日(令和3年7月12日)より前から、必要な許可等を取得の上営業を行っている必要があります。

○ 要請に応じた休業や時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮等の要請の対象外であるため、要請に応じた休業中や時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮等の要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○ 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮等の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○ 営業時間の短縮や休業要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内の飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等を行っている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

○ スポーツクラブなど、営業時間短縮や休業要請等の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみが飲食店等への営業時間短縮等の要請に応じて協力をすれば、協力金の対象となりますか？

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体（=この場合ではスポーツクラブ全体）での時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している（=別事業者）場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○ 一度申請した後で、申請する店舗が漏れていたことに気が付きました。後から申請店舗を追加することは可能でしょうか？

申請後に店舗を追加することはできません。また、同一法人による複数回の申請も受付できないため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

○ 都内に数百軒の飲食店を展開しています。一度に申請できる店舗数の上限はあるのでしょうか？

上限はありません。

○ 休業要請を受けた大規模施設のテナントの飲食店です。「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」も対象となるようですが、両方申請できますか？

営業時間短縮等の要請を受けた飲食店事業者等が、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」のテナント事業者にも該当する場合は、どちらかを選択の上、申請してください（協力金の支給額が異なりますので、ご注意ください）。

○ カラオケ設備の利用を自粛とあるが、設置自体も認められないのですか？

カラオケ設備利用の自粛の要請は、カラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置です。なお、協力金額は、賃料や厨房器具・カラオケ設備のリース料等、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援として設定しております。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が要請期間最終日より後になった場合は、協力金は支給されないのでですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

○ コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー / コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



○ 「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか？

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html>



感染防止徹底宣言ステッカー / コロナ対策リーダー / 感染防止徹底点検済証に関する問合せ先

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号:03-5388-0567 開設時間:9:00～19:00(土・日・祝日を含む毎日)

オンライン申請の住所について

○ オンライン申請の住所の記載で注意することはありますか？

記載いただく住所については、以下3点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

「申請者住所」=「遵守事項に関する確認書の住所」=「営業許可書の営業者住所」

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

営業許可書について

○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

<不備事例>

①営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

- ・営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
- ・移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

②営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

- ・営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
- ・店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。
変更後まもなく新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

③営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

- ・原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
- ・一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書別紙2又は別紙3」(本PDFの26~27ページ、またはポータルサイトからダウンロード)と合わせて必要な書類をご提出ください。

④営業許可書の営業許可期間が要請期間中に途切れている

- ・以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。

1) 営業許可期間の始期が7月12日以降となる場合

→ **更新前の許可書も必要**

2) 営業許可期間の終期が8月31日より前で満了する場合

→ **更新後の許可書も必要**

⑤飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

- ・本協力金の申請には、食品衛生法で定める保健所が発行した飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
- ・公安委員会が発行した「営業許可証－社交飲食店等」では申請できません。

申請手続き

○ 提出書類は簡素化できますか？

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分又は、令和3年4月12日～5月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座及び、申請する店舗が同一である場合、すでにご提出いただいた一部の書類の提出が省略できる簡易申請をご利用いただけます。なお、令和3年5月12日～5月31日実施分、令和3年6月1日～6月20日実施分及び、令和3年6月21日～7月11日実施分の支給決定通知では、簡易申請することはできません。その他、「感染防止徹底点検済証」をご提出いただければ、店舗の営業実態を証明する書類やコロナ対策リーダーの宣誓書など、書類の提出を大幅に省略することができます。詳しくは8ページ～をご確認ください。

○ 申請書への記入は必要ですか？

必要ありません。オンラインにて申請情報の入力をお願いします。

- 「令和3年5月12日～5月31日実施分」、「令和3年6月1日～6月20日実施分」、「令和3年6月21日～7月11日実施分」の申請をしていますが、支給決定通知が届いていません。簡易申請をしたいのですが、どうすればいいですか？

「令和3年5月12日～5月31日実施分」、「令和3年6月1日～6月20日実施分」、「令和3年6月21日～7月11日実施分」の支給決定通知では、簡易申請ができませんので、通常申請を行っていただく必要があります。それ以前の「令和3年1月22日～2月7日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」又は「令和3年3月8日～3月31日実施分」、「令和3年4月1日～4月11日実施分」、「令和3年4月12日～5月11日実施分」の支給決定通知がお手元にあり、申請者名、振込先口座、申請する店舗が同一である場合は、その直近の支給決定通知に記載の申込番号で簡易申請ができます。いずれの支給決定通知もお持ちでない場合は、通常申請を行ってください。

- 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

- レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

- なぜこれだけ多くの提出書類が必要なのですか？

申請にあたって提出をお願いしている書類は、協力金の支給要件を満たしているかを確認させていただくために必要な書類です。確定申告書類（控え）や売上台帳等は、協力金の支給金額の根拠となる申請店舗の売上高を確認する資料となります。また、光熱水費のお知らせや、内観・外観写真については、要請にご協力いただいた店舗が要請の開始日以前から都内において飲食店として営業をしていたことを確認するために提出をお願いしているものです。ご理解の上、提出についてご協力ををお願いいたします。

支給額の算定

- 一日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数（カレンダーの日数）で割って算出してください。7月・8月は62日間です。また、特例等により選択した月が例えば2019年の2月・3月の場合は、59日間となります。開店から要請期間の開始まで2か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

- 新規開店の特例により、7月・8月ではなく、任意の連続する2か月を選択したいのですが、例えば2019年11月15日から開店したので、11月15日から1月14日までの2か月を選択してもよいですか？

2か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、2019年12月以降の連続する2か月を選択してください。

- 2020年の7月・8月はコロナ禍による休業、2019年の7月・8月は店舗の改装により、ともに売り上げがほとんどありませんでした。この場合、7月・8月ではなく、特例として任意の連続する2か月を選択して計算をしてもよいですか？

原則として、新規開店や合併、罹災などの特例に当てはまらない場合は、任意の連続する2か月を選択して計算できません。特例として申請いただいた場合は、審査の上でご事情をお伺いすることになります。

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称)

(所在地)

(営業許可番号)

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることいたします。

【飲食店営業許可書の営業者（甲）自署欄】

記入日：令和 年 月 日

住 所

〔法人の場合は本社〕

〔所在地〕

氏 名

〔法人の場合は法人名〕

〔及び確認者職氏名〕

電 話 番 号

【申請者（乙）自署欄】

記入日：令和 年 月 日

本社（代表者）

所 在 地

事 業 者 名

(法人名又は屋号)

代 表 者 名

(個人事業主氏名)

電 話 番 号

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称)

(所在地)

(営業許可番号)

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者自署欄】

記入日：令和 年 月 日

住 所

〔法人の場合は本社〕

〔所在地〕

氏 名

〔法人の場合は法人名及び代表者氏名〕

〔※ゴム印+代表者印も可〕

電 話 番 号

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者自署欄】

頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。

記入日：令和 年 月 日

(屋号・店舗名)

(法人名)

事 業 者 名

(屋号及び法人名)

代 表 者 名

(個人事業主氏名)

電 話 番 号

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる 「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

(1) 申請者と営業許可書の名義が異なる場合 (業務委託、共同経営など) 別紙2

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

- ・賃貸借契約、業務委託契約等の相手方(施設管理者)が許可書を有する場合
- ・共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合など

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】		別紙2
飲食店等営業許可書に係る確認書		
東京都知事 殿		
【対象店舗】 (名 称) 居酒屋●●新宿店 (所 在 地) 新宿区西新宿2-8-1 (営業許可番号) 31新保衛食第0000号		
上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者(乙)が代表して申請し、受領することを承諾します。		
営業許可書上の営業者(甲)は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。		
【飲食店営業許可書の営業者(甲) 自署欄】 記入日:令和3年9月15日 住 所 〔法人の場合は本社所在地〕 新宿区西新宿1-0-0 氏 名 〔法人の場合は法人及び確認者様氏名〕 1 株式会社都房産業 代表取締役社長 東京太郎 電 話 番 号 03-1234-5678		
【申請者(乙) 自署欄】 記入日:令和3年9月15日 本社(代表者) 所 在 地 新宿区東新宿2-0-0 事 業 者 名 (法人名又は屋号) 2 新宿花子 代 表 者 名 (個人事業主氏名) 電 話 番 号 03-9876-5432		

(2) 施設の管理者が一括して申請する場合 (フードコートなど) 別紙3

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

- ・1枚の営業許可書に複数の施設利用者がいる場合
- ・委託の発注者が店子に代わり申請する場合など

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】		別紙3
飲食店等営業許可書に係る確認書		
東京都知事 殿		
【対象店舗】 (名 称) 新宿フードコート (所 在 地) 新宿区西新宿2-8-1 (営業許可番号) 31新保衛食第0000号		
上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。		
【飲食店営業許可書の営業者 自署欄】 記入日:令和3年9月15日 住 所 〔法人の場合は本社所在地〕 新宿区西新宿1-0-0 氏 名 〔法人の場合は法人及び代表者様氏名 ※ゴム印+代表者印も可〕 3 株式会社都房産業 代表取締役社長 東京太郎 電 話 番 号 03-1234-5678		
なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。		
【店舗運営者 自署欄】 頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。 記入日:令和3年9月15日 事 業 者 名 (屋号・店舗名) ●●飯店 代 表 者 名 (個人事業主氏名) 4 代表取締役社長 新宿花子 電 話 番 号 03-9876-5432		

① 営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

② 協力金の申請者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例)賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書(青色決算報告書のp.2) など

③ 営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。

④ 自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。
ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例)賃貸借契約書(図面含め全体)、
業務委託契約書(図面含め全体) など

協力金の計算事例

※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額

事例1：事業者の飲食店の店舗で、算出方法上、1店舗当たりの協力金日額が20万円以下の場合

年	7月売上高	8月売上高
2019年	3,000,000円	3,000,000円
2020年	1,000,000円	1,000,000円
2021年	800,000円	800,000円

①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

7月と8月の合計の売上高が大きい方の年(2019年)の売上高と2021年の売上高で計算。

$$\begin{aligned} \text{2019年} & : \left(\begin{array}{cc} \text{7月売上高} & \text{8月売上高} \\ 3,000,000円 & + 3,000,000円 \end{array} \right) \div 62\text{日} = 96,775\text{円} \\ \text{1日当たりの売上高} & \quad \text{円未満切上げ} \\ \\ \text{2021年} & : \left(\begin{array}{cc} \text{7月売上高} & \text{8月売上高} \\ 800,000円 & + 800,000円 \end{array} \right) \div 62\text{日} = 25,807\text{円} \\ \text{1日当たりの売上高} & \quad \text{円未満切上げ} \end{aligned}$$

②協力金の額の計算

$$\begin{aligned} \text{協力金の額} & : \left(\begin{array}{cc} \text{2019年} & \text{2021年} \\ \text{1日当たりの売上高} & \text{1日当たりの売上高} \\ 96,775\text{円} & - 25,807\text{円} \end{array} \right) \times 0.4 \times 51\text{日} = 1,479,000\text{円} \\ & \quad \text{千円未満切上げ} \quad 28,387.2\text{円} \rightarrow 29,000\text{円} \end{aligned}$$

事例2：事業者の飲食店の店舗で、算出方法上、1店舗当たりの協力金日額が20万円を超える場合

年	7月売上高	8月売上高
2019年	20,000,000円	25,000,000円
2020年	18,000,000円	23,000,000円
2021年	3,000,000円	3,200,000円

①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

7月と8月の合計の売上高が大きい方の年(2019年)の売上高と2021年の売上高で計算。

$$\begin{aligned} \text{2019年} & : \left(\begin{array}{cc} \text{7月売上高} & \text{8月売上高} \\ 20,000,000円 & + 25,000,000円 \end{array} \right) \div 62\text{日} = 725,807\text{円} \\ \text{1日当たりの売上高} & \quad \text{円未満切上げ} \\ \\ \text{2021年} & : \left(\begin{array}{cc} \text{7月売上高} & \text{8月売上高} \\ 3,000,000円 & + 3,200,000円 \end{array} \right) \div 62\text{日} = 100,000\text{円} \\ \text{1日当たりの売上高} & \quad \text{円未満切上げ} \end{aligned}$$

②協力金の額の計算

$$\begin{aligned} \text{協力金の額} & : \left(\begin{array}{cc} \text{2019年} & \text{2021年} \\ \text{1日当たりの売上高} & \text{1日当たりの売上高} \\ 725,807\text{円} & - 100,000\text{円} \end{array} \right) \times 0.4 \times 51\text{日} = 10,200,000\text{円} \\ & \quad \text{千円未満切上げ} \quad 250,322.8\text{円} \rightarrow 251,000\text{円} \rightarrow 200,000\text{円} \\ & \quad \text{上限 } 20\text{万円} \end{aligned}$$

※1店舗当たりの協力金額が20万円を超えるので、上限の20万円で計算

事例3:新規開店特例で算出した場合

年	売上高											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年	-	-	-	-	-	-	-	6,500,000	6,100,000	6,000,000	6,300,000	6,000,000
2020年	3,000,000	3,200,000	3,100,000	3,500,000	4,000,000	3,500,000	3,600,000	3,300,000	3,000,000	2,200,000	2,100,000	2,300,000
2021年	2,100,000	2,200,000	2,100,000	2,100,000	2,200,000							

①協力金の額の計算(新規開店特例)

任意の連続する2か月分の売上高として2019年11月・12月で計算。

$$\text{2019年} \quad \frac{\text{11月売上高} + \text{12月売上高}}{\text{1日当たりの売上高}} = \frac{6,500,000\text{円} + 6,100,000\text{円}}{61\text{日}} = \underline{\underline{206,558\text{円}}}$$

円未満切上げ

$$\text{2021年} \quad \frac{\text{7月売上高} + \text{8月売上高}}{\text{1日当たりの売上高}} = \frac{2,100,000\text{円} + 2,200,000\text{円}}{62\text{日}} = \underline{\underline{69,355\text{円}}}$$

円未満切上げ

②協力金の額の計算

$$\text{協力金の額} : \left(\frac{\text{2019年}}{\text{1日当たりの売上高}} - \frac{\text{2021年}}{\text{1日当たりの売上高}} \right) \times \frac{\text{営業時間短縮等要請日数}}{51\text{日}} \times 0.4 = \underline{\underline{2,805,000\text{円}}}$$

千円未満切上げ 54,881.2円 → 55,000円

- 売上高の減少額がマイナスとなった場合(2021年の売上高の方が上回っていた場合)の扱いについて
売上高の減少額がマイナスとなった場合は、協力金の額は0円となります。